

スポーツと平和を考えるユネスコクラブ会則

第1章 総 則

- 第1条 (名称) 本会は「スポーツと平和を考えるユネスコクラブ」と称する。
- 第2条 (事務所) 本会の事務所を埼玉県深谷市江原 870 番地におく。
- 第3条 (目的) 本会は、UNESCO 憲章の精神に基づき、スポーツ活動を通して、よりよい社会づくりに貢献しうる人格の形成をはかるとともに、世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。
- 第4条 (活動方針と事業) 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。
- (1) ユネスコ精神の理解と普及をはかるための事業
 - (2) UNESCO への協力、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟が推進する事業
 - (3) 環境、人権、平和などに係る持続可能性に向けた体育・スポーツのための事業
 - (4) 多様な体育・スポーツ文化を理解するための事業
 - (5) 体育・スポーツ科学の発展のための事業
 - (6) 体育・スポーツを通じた国際協力と国際交流をはかるための事業
 - (7) 体育・スポーツを通じたボランティア活動の推進を含む青少年の育成事業
 - (8) ユネスコスクールを中心とした学校・大学への派遣・協力・支援事業
 - (9) 上記の事業を展開するために必要な諸事業

第2章 会 員

- 第5条 (会員)
1. 本会の目的に賛同し、その事業に積極的に参加し、所定の会費を負担するものをもって会員とする。
 2. 会員たる資格は、人種・国籍・性別・信条・その他いかなる政治的・経済的・社会的差異によっても奪われることはない。
 3. 会員の種別及び会費額は次のとおりとする。
 - (a) 個人会員 本会の目的に賛同し、本会の活動を率先して行う個人
 - ①普通会員 3,000 円
 - ②学生会員 2,000 円
 - (b) 賛助会員 本会の目的に賛同し、寄附を行う法人及び団体
賛助会員 10,000 円
- 第6条 (会費)
1. 会員は会費を負担する義務を負う。
 2. 本会は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の「会費規程」を遵守する。
- 第7条 (入会・退会) 本会への入会及び退会は理事会の承認を必要とする。

役員および事務局

第8条（役員）

1. 本会に次の役員をおく。
 - (a) 会長 1名
 - (b) 副会長 2名以内
 - (c) 理事 若干名
 - (d) 監事 1名
2. 必要な場合には、前項に記された役員以外に次の役員をおくことができる。
 - (a) 名誉会長 1名
 - (b) 顧問 若干名

第9条（役員を選出）

1. 理事および監事は総会において会員の中から選出される。
2. 会長・副会長は理事の互選で選出する。
3. 名誉会長及び顧問は、理事会の推薦を得て、会長が委嘱する。

第10条（役員の任務）

1. 会長は本会を統理し、代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順序にしたがい、その任務を代行する。
3. 理事は理事会を組織し、本会の運営、資金の管理等につき責任を負う。
4. 監事は本会の会計に関し、監査の任務をもつ。

第11条（役員任期）

1. 役員任期は2年とし、連続重任は最大3期までとする。ただし1期（2年）その任から離れた場合には、再び役員にもどることができる。

第12条（事務局）

1. 本会に事務局を設け、事務局長および事務職員をおくことができる。
2. 事務局長および事務職員は理事会の承認を得て、会長が任免する。
3. 事務局に関する規定は理事会において別に定める。

第4章 会議

第13条（会議）

1. 本会の会議は総会、理事会とし、いずれも会長が招集する。議長には会長があたる。
2. 総会は全会員、理事会は会長および理事、監事をもって構成する。
3. 会議は、委任状を含め定数の3分の1以上の出席をえて成立する。
4. 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第14条（総会）総会は年1回、5月に開き、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画、事業報告の承認
- (2) 予算および決算の承認

- (3) 役員を選出、解任
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要な事項

第15条（臨時総会）前条で定められた総会以外に、次の場合には臨時総会を開くことができる。

- (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 理事の過半数の要求があった場合
 - (3) 会員の3分の1の要求があった場合
- 前2項の場合、会長は要求が文書で提出されてから20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第16条（理事会）理事会は年間4回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 業務執行に関する事項
- (2) 補欠役員を選出
- (3) 入会者、退会者の承認
- (4) その他必要な事項

第5章 部会・専門委員会

第17条（部会）

- 1. 事業活動上必要な場合には、特別に部会や専門委員会を設けることができる。
- 2. 前項に関する細目は別に定める。

第6章 会計

第18条（経費）本会の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収入による。

第19条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 雑則

第20条（会則の変更）

本会則の変更は、会員の10分の1以上の発議により、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て成立する。

第21条（関係団体への加盟）

- (1) 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の構成団体会員として加盟する。
- (2) 東京都ユネスコ連絡協議会に加盟する。

第22条（加盟後の義務）

本会は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟が定める以下の事柄を遵守する。

- (1) 日本ユネスコ協会連盟および東京都ユネスコ連絡協議会への会費の納入。
- (2) 日本ユネスコ協会連盟への現在状況報告書の提出（加入退会変更届含）

第23条（宗教・政治活動の禁止）

本会は特定の宗教および政治活動は一切行わない。

付則

1. 本会則は、日本ユネスコ協会連盟加盟の日である 2015 年 4 月 1 日より施行する。



ユネスコ憲章（前文）

この憲章の当事国政府は、この国民に代わって次のとおり宣言する。

戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。

相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信を起こした共通の原因であり、この疑惑と不信の為に、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。

ここに終わりを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代りに、無知と偏見を通じて人種の不平等という教養を広めることによって可能にされた戦争であった。

文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、かつ、すべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神を持って、果たさなければならない神聖な義務である。

政府の政治的及び経済的取り決めのみに基づく平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永續する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって、平和が失われないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かれなければならない。

これらの理由によって、この憲章の当事国は、すべての人に教育の十分で平和な機会が与えられ、客観的真理が拘束を受けずに研究され、かつ、思想と知識が自由に交換されるべきことを信じて、その国民の間における伝達の方法を用いることに一致し及び決意している。

その結果、当事国は、世界の諸人民の教育、科学及び文化上の関係を通じて、国際連合の設立の目的であり、かつ、その憲章が宣言している国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進するために、ここに国際連合教育科学文化機関を創設する。



UNESCOのシンボルマークは、世界遺産に登録されている「アテネのアクロポリス」（文化遺産・ギリシャ）のバルテノン神殿を形どったもの。この神殿にまつられているのは、アテナイ（アテネ）の守護神、アテナ・バルテノスであり、この女神が“智の神”であることから、憲章のなかで「人類の知的・精神的連帯」をうたうUNESCOマークの図案に採用されました。